

第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)

当協会は、経営努力を続ける中小企業・小規模事業者の事業の維持・発展を後押しする公的機関として、地域経済の活力向上を図るため、金融機関や各関係機関と連携し、迅速かつ的確に信用保証を提供してまいります。

このため、平成27年度から平成29年度までの業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として取組みます。

(1) 保証利用度向上に向けた取組み

地域の中小企業に資金を行きわたらせる役割を担う公的機関として、自治体融資制度の利用推進や当協会独自の保証推進策を通じ、中小企業との相談等においては、有益な情報の提供や提案等を行い、保証利用企業者数の増加に努めます。

(2) 適正保証の推進

地域の中小企業への支援を万全な体制で行うためには、信用補完制度を持続可能なものとするのが重要であり、金融機関などの関係機関と連携し、適正な保証推進に取り組めます。

(3) 経営支援・期中支援・再生支援の充実

経営状況の厳しい中小企業が再生し、再び地域に活力をもたらす存在となるよう、保証協会が主体となって経営改善を促す策を講じることにより、期中・再生支援の実効性をより高めてまいります。

また、地域全体で中小企業を支えていくことが重要であり、金融機関をはじめとして各関係機関との連携を緊密に行い、情報共有や協調した支援に取り組めます。

(4) 回収の最大化

担保や保証人に依存しない保証の定着により、保全が脆弱な求償権が多数を占めるなど、厳しい状況が続いており、回収環境の改善は見込まれない状況にあることから、目標管理等を徹底するとともに、さらに効率的な回収が可能となるよう業務方法の見直しに努めます。

(5) コンプライアンス態勢の充実

公的機関として社会的な信頼に応えるため、コンプライアンス態勢をより一層強固なものとし、役職員の意識向上に引続き努めるとともに、反社会的勢力については一切排除します。

(6) 組織のさらなる活性化

信用補完制度の現状を踏まえ、今後も地域経済を支える中小企業を支援し続けるため、経営の透明性を高めるだけでなく、役職員個々の資質向上にも取り組むなど、組織と職員が一体となり、時代の流れを察知し、変化に柔軟に対応できる組織風土を醸成します。